

年度経営計画

平成27年度

大分県信用保証協会

1. 経営方針

1. 業務環境

(1) 大分県の景気動向

我が国の景気は、平成26年4月の消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、円安に伴う輸入物価の上昇、さらには、消費税率引上げの影響を含めた物価の上昇に家計の所得が追い付いていないことなどの背景もあり、個人消費などに弱さがみられますが、緩やかな回復基調が続いています。

大分県内の景気は、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動は和らいでいるものの、持ち直しの動きに足踏み感がみられています。景気の先行きは、雇用・所得環境が改善の動きを続ける中、緩やかな持ち直し基調に復するとみられています。

(2) 県内中小企業を取り巻く環境

大分県の企業倒産は、金融機関が中小企業金融円滑化法（以下、「金融円滑化法」という。）の終了後も柔軟に返済条件の変更に努めていることなどもあり、昨年に引き続き低水準で推移しています。この結果、当協会の代位弁済については、平成21年度から6年連続で前年実績を下回る見込です。しかし、体力に乏しい中小企業・小規模事業者を中心に依然として返済条件の変更を行っている企業も多く、アベノミクスの効果が行き届いていないと言われる地方においても、今後は経済成長の成果が広く行き渡ることにより、業況が回復することが期待されています。

2. 業務運営方針

大分県信用保証協会は、信用保証協会としての公共性や社会的責任を認識し、厳しい経済環境の中で努力している中小企業・小規模事業者や返済条件の変更を行いながら事業再生に取り組んでいる中小企業・小規模事業者の金融円滑化を支援するために、政策保証を中心とした金融支援を積極的に行うとともに金融機関や支援機関と連携し経営支援や再生支援に取り組みます。また、そのために必要となる人材の育成やコンプライアンス体制などの充実を図ります。

2. 重点課題

1. 保証部門

(1) 現状認識

金融円滑化法の終了から2年が経過しましたが、保証債務残高に占める条件変更の割合は依然として高い状態が続いており、保証協会は保証による金融支援に加えて、保証をより効果のあるものとするために経営支援にも取り組むことが求められています。その一方で、信用保証制度を危機対応モードから平時モードへ移行させる流れや、低金利下での保証料の割高感、利用企業者数の減少等保証協会を取り巻く環境は一段と厳しいものとなっています。

このような状況を踏まえ、これまで以上に中小企業・小規模事業者の立場に立って資金繰りの円滑化を支援するとともに、専門家派遣等の経営支援に取り組むことで保証の利用促進に努めます。

(2) 具体的な課題

- ア 中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化
- イ 保証利用の向上
- ウ 中小企業・小規模事業者への経営支援の強化
- エ 内部管理体制の充実

(3) 課題解決のための方策

- ア 中小企業・小規模事業者の資金繰り円滑化
 - (ア) 借換保証・経営力強化保証等の政策保証等による支援
 - ①借換保証の活用により、返済方法を見直すことで、月々の返済負担の軽減を支援します。
 - ②経営改善計画の実施に必要な資金を供給する経営力強化保証を推進します。
 - ③小規模事業者については、利便性があり効率的な資金調達が可能となる小口先カードローンの普及を図ります。
 - (イ) 保証審査のスピーディーな対応
 - ①内部相談を励行し、早めに結論を出す態勢を整備します。
 - ②金融機関との提携保証によりスピーディーな対応を行います。
 - (ウ) 金融機関・市町村・支援機関等を訪問し、必要な情報交換やニーズの把握等により連携を深め、中小企業・小規模事業者へ効果的な支援を行います。

2. 重点課題

- ①金融機関の本部を訪問し、金融機関の要望把握、保証推進に関する情報や国の施策情報等の提供を行います。
- ②金融機関の支店を訪問し、保証申込の事前相談や国の施策等の情報提供を行います。
- ③市町村を訪問し、市町村制度の利用促進や制度の改善についての意見交換を行います。
- ④商工会議所・商工会等の支援機関を訪問し、中小企業・小規模事業者のニーズの把握や当協会の取組等について情報提供を行います。
- ⑤大分県産業創造機構と連携した専門家派遣に引き続き取り組みます。

イ 保証利用の向上

(ア) 保証利用企業者を増加させるため、中小企業・小規模事業者への浸透を図ります。

- ①小口先カードローン等により小規模事業者への浸透を図ります。
- ②優良先に対する当座貸越・カードローンの提案を行います。
- ③完済予定者を抽出し事前にアプローチを行うことにより保証利用企業者数の増加を図ります。
- ④利用者のニーズに対応した保証制度の創設について検討を行います。

(イ) 創業支援の強化を図る。

- ①創業セミナーを開催し、創業者への啓発や情報提供に取り組みます。
- ②県が取り組むおおいたスタートアップ支援事業に協働し、おおいたスタートアップセンターとの連携を図ります。
- ③創業者・創業予定者との面談により創業時のアドバイスをを行います。
- ④創業者に対し創業保証後のモニタリング、フォローアップを行います。

ウ 中小企業・小規模事業者への経営支援の強化

(ア) 現地訪問等により中小企業・小規模事業者への経営支援に取り組みます。

- ①現地訪問を通して経営上の問題点の把握と必要なアドバイスをを行います。
- ②制度融資や専門家派遣等の紹介を行います。

(イ) 専門家派遣に継続して取り組みます。

- ①課題解決のための専門家派遣に引き続き取り組みます。

2. 重点課題

エ 内部管理体制の充実

(ア) 大口・グループ先等のリスク管理を継続実施します。

- ①保証債務残高80百万円以上の大口先について件数・金額の増減や財務内容の傾向等を引き続き分析します。
- ②グループ企業についてはグループ単位で保証債務残高の増減等を分析します。

2. 重点課題

2. 期中管理部門

(1) 現状認識

金融円滑化法の終了後においても、金融機関や支援機関との連携により、中小企業・小規模事業者の経営改善や資金繰り等の支援に努めていますが、依然として改善が進まず、返済条件の変更等を繰り返す企業も多く、保証債務残高に占める条件変更の割合は高い状態で推移しています。

こうした中で、中小企業・小規模事業者の経営改善を進めていくためには、中小企業・小規模事業者に寄り添った姿勢で相談対応を行うとともに、引き続き、金融機関や支援機関と連携し、各々の機能、強みを効果的に組み合わせ再生支援に取り組んでいく必要があります。

また、延滞債権については、金融機関と十分に協議を行い、経営改善が可能である先には条件変更などの措置を講じます。

(2) 具体的な課題

- ア 中小企業・小規模事業者への再生支援
- イ 期中管理の徹底

(3) 課題解決のための方策

- ア 中小企業・小規模事業者への再生支援

(ア) 国が推進する「経営支援強化促進補助事業」、「経営改善計画策定支援事業」により経営改善を支援します。

①返済緩和先、債務超過先等の中から経営改善の必要な先を抽出し、企業訪問を通じて国の制度等を活用した経営診断や経営改善計画の策定を促します。

②当協会の独自事業である「経営改善策定支援事業に対する補助事業」を平成27年度まで延長し、経営改善計画の策定を支援します。

(イ) サポートミーティングの開催により、金融債権者間の調整を行い、企業の資金繰りを支援します。

①中小企業・小規模事業者や金融機関からの依頼については、他の金融債権者等と調整を行いながらサポートミーティングを開催します。

②経営の改善が必要と判断した中小企業・小規模事業者については、金融機関へ経営改善計画の策定とサポートミーティングの開催を働きかけます。

2. 重点課題

- (ウ) 当協会が創設した経営改善支援保証や国の事業再生計画実施関連保証等の保証制度を活用し、再生に取り組む企業の資金繰りを支援します。
- (エ) 大分県中小企業サポート推進会議の活用や認定支援機関との連携を図ります。
 - ①大分県中小企業サポート推進会議を活用して、再生に向けて取組が進んでいる事例等について関係機関と情報交換を行い、経営改善を促進します。
 - ②大分県中小診断士協会や南九州税理士会と、中小企業・小規模事業者の経営改善のために専門家の活用方法について協議を行います。
- (オ) 大分県中小企業再生支援協議会や大分ベンチャーキャピタル株式会社との連携を図ります。
 - ①大分県中小企業再生支援協議会と再生案件等の取組状況について情報交換を行い、今後の事業再生支援に活用します。
 - ②大分ベンチャーキャピタル株式会社と再生案件について協議を行い、事業再生支援に取り組みます。

イ 期中管理の徹底

- (ア) 金融機関との協議により、条件変更の活用等による延滞債権の減少に向けた適切な支援措置を講じます。
- (イ) 金融機関担保については、回収部門と帯同して金融機関と協議を行い、担保取得方針の早期確立に努めます。
- (ウ) 金融機関に対して、当協会の事務手続の周知を行い効率的な期中管理を行います。

2. 重点課題

3. 回収部門

(1) 現状認識

近年は、代位弁済の減少に加え、有担保求償権の減少、第三者保証人のいない求償権や自己破産等法的手続を適用した求償権の増加等により、回収を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中で、求償権回収を促進していくためには、有担保求償権については担保不動産の処分方針を早期に確立するとともに、無担保求償権についてはサービサーを活用することにより、引き続き求償権回収の最大化を図っていく必要があります。

また、管理事務停止や求償権整理を促進し、管理事務の効率化を図ります。

(2) 具体的な課題

ア 求償権回収の取組

イ 管理事務の効率化

(3) 課題解決のための方策

ア 求償権回収の取組

(ア) 有担保求償権については、期中管理段階での方針に基づき、処分等に向け早期に着手します。

①代位弁済により移転が見込まれる担保権について、期中管理担当者と回収担当者が帯同して金融機関を訪問協議し、任意売却による回収の最大化に取り組むとともに、長期化した場合は不動産競売を実行します。

②定期返済先については、返済額の増額交渉を行うなど、求償権の早期回収に向けた取組を強化します。

③地元不動産業者との情報交換により、任意処分の促進を図ります。

(イ) 無担保求償権については、サービサーを活用します。

①担保のない新規代位弁済案件については、早期に保証協会サービサーに回収を委託し、回収額の底上げを図ります。

②回収不能となった求償権については、委託解除を行い、管理事務停止を実施します。

イ 管理事務の効率化

(ア) 回収の見込みがなく、債権管理の実益がないと判断した求償権については、管理事務停止を促進し、管理体制の効率化を図ります。

3. 保証承諾等主要計画

(イ) 管理事務停止案件を対象に求償権整理を促進し、求償権残高の減少に努めます。

2. 重点課題

4. その他間接部門

(1) 現状認識

経営支援や再生支援の取組強化、経営者保証に依存しない融資の拡大など協会を取り巻く情勢が大きく変化する中、限られた人員で保証協会の責務を果たしていくには、多様化する業務に的確に対応できる資質の高い職員を養成する必要があります。

また、業務運営の健全性が維持できるよう、引続き収支差額を確保しながら経営基盤の強化を図るために、効率的な資金の運用やコスト意識をもった適切な支出に努める必要があります。

さらに、役職員が常日頃から社会的責任を十分意識して行動し、地域社会の信頼を得ていくため、コンプライアンス体制をさらに強化していくことが求められています。

加えて、新しい保証制度や保証協会の取組などをPRし保証利用の促進を図るとともに、中小企業・小規模事業者等のニーズを把握して業務に適確に反映するため、広報広聴活動を充実していく必要があります。

(2) 具体的な課題

- ア 人材育成の充実
- イ 経営基盤の強化
- ウ コンプライアンス体制等の充実
- エ 広報・広聴の充実

(3) 課題解決のための方策

- ア 人材育成の充実
 - (ア) 連合会等外部研修への参加や通信教育の受講等を継続することにより、専門知識等の習得を目指します。
 - ①連合会等外部研修への参加
 - ②通信教育の受講
 - ③中小企業診断士等の専門的能力を有する職員の養成
 - (イ) 企業訪問時に同行して指導するなどベテラン職員による若手職員へのOJT、経営相談や事業再生に関する研修参加等により、目利き能力の向上を目指します。
 - ①企業訪問時の現場指導の実施

2. 重点課題

②指導担当者等による若手職員への指導の実施

③中小企業再生支援全国本部などが実施する事業再生等に関する研修への参加

(ウ) 職場内での勉強会や関係機関との研修会開催等を計画的に実施します。

①勉強会、部内会議での事例説明会、復命報告会等の職場内研修の実施

②金融機関、支援機関等の研修会への参加や講習会等の実施

イ 経営基盤の強化

(ア) 自己資金は安全性を確保した上で収益や効果等を考慮して運用します。

(イ) 経費の支出にあたっては、常に費用対効果を検証して節減を目指します。

ウ コンプライアンス体制等の充実

(ア) コンプライアンス研修を実施することにより、コンプライアンス意識の高揚を目指します。

(イ) BCP（事業継続計画）の研修及び訓練を実施することにより、危機管理体制の強化を目指します。

エ 広報広聴の充実

(ア) ホームページ、機関誌、パンフレット等の広報ツールや説明会等により、中小企業・小規模事業者や金融機関に対してタイムリーな情報発信・周知を行います。

(イ) ホームページの「協会へのご意見」欄などの活用により、中小企業・小規模事業者等の意見を収集し業務に反映します。

3. 保証承諾等主要計画

大分県信用保証協会

項 目	金 額
保証承諾	65,000百万円
保証債務残高	155,000百万円
代位弁済	3,000百万円
回 収	500百万円